

## 主張

### 社会保障財源を消費税に求めるべきではない

社会保障の前身は1531年以降イギリスで行われてきた「救貧法」と言われている。貧困を資本主義社会の社会的・必然的な産物としてとらえ、労働能力非所有者である子供、老人、障害者、病弱者のみを対象としたものであった。それ以前では貧困は修道院などが救済にあたっており、「救貧法」によって貧困問題に初めて国家が関与するようになった。

その後ドイツでは1883年に疾病保険法、84年に災害保険法、89年に疾病・老齢保険法が成立し社会保障は現代の形に近いものとなった。国家は公的に貧困者を保障する責任と義務があると考えられるようになったのである。

社会保障は公的扶助を中心に貧困対策として展開されたが、時代の流れのなかで変遷、細分化されていった。現代では社会保障の中核は社会保険（医療・年金・雇用・災害補償）、児童手当、公的扶助、社会福祉、公衆衛生、戦争犠牲者援護などがある。社会保障を構成する内容は各国によって異なるが、国際労働機関は社会保障の最低基準に関する条約で、医療、疾病、失業、老齢、障害など9つの給付を挙げている。

消費税とは全ての商品やサービスの売り上げを課税対象としており、消費一般に課税を求める国税である。所得や売り上げに関係なく消費に対して同じ率の税金を払わなければならない。低所得者や赤字企業の負担がより重くなっていく逆進性や不公平感が高いという問題がある。社会保障とは富める所から税金を徴収し、困窮者にお金が行くようにするのが基本である。貧富の格差とは関係なく、一律に税を徴収する消費税を社会保障費に使うのは考え方が全く別の方向にある。

では社会保障費の財源はどうするのかという問題である。一番は行き過ぎた法人税減税を廃止して財源を捻出する方法である。1989年～2015年に日本人が払った消費税計308.4兆円に対して、法人税は国と地方を合わせて、税収が29.8兆円であった。1989年度と比較すると計286.2兆円も減税しており、これは消費税収入の86%が法人税減税の穴埋めに消えた計算になる。大企業の内部留保は財務省の2015年10～12月の法人企業統計によると355兆円であった。12年同期の274兆円から81兆円増とアベノミクスの3年間で3割も増えている。安倍政権が持続的社会保障とか国の借金の為の消費税増税と言っているが、これらは全くの嘘で、法人税減税のための消費税増税であるのは明らかである。

また経団連は消費税増税を推し進めようとしているが、輸出戻し税も不公平税制である。輸出戻し税とは企業の輸出の内、外国への輸出では消費税は取れないので、その分の仕入れ原価にかかる消費税分が国から還付される仕組みのことである。大企業は下請け会社に消費税分を値引きさせて単価をたたく場合がある。大企業は下請けに払わなかった消費税分まで国から還付を受けているとも考えられ大きな問題である。

その他には累進課税や総合課税制などを元に戻し、金持ち優遇の税制を改めなくてはならない。またタックスヘイブンによる税金逃れ対策などを行い、社会保障の財源にあてるべき

である。税金は直接税が基本で、所得や資産の多い人ほど多く課税するのが民主的な原則である。

日本国憲法第25条の中では、国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと明記されているが、現政権の政策は憲法を守っているだろうか？

消費税を社会保障費の財源にするのは極めてナンセンスである。消費税増税ができなければ、社会保障が成り立たなくなると言う現政権やマスコミの報道を信じてはいけない。